

共 1 2 建設副産物対策

初版 平成 22 年 7 月

改定 平成 25 年 4 月

改定 平成 28 年 3 月

改定 平成 31 年 3 月

改定 令和 2 年 3 月

改定 令和 3 年 12 月

3-4 発生土（残土）処理

発生土（残土）処理については、「建設発生土等の有効利用に関する行動計画（平成15年10月国土交通省）」において「設計の段階から切土、盛土のバランスをとる等、建設発生土の現場内利用を進めるとともに、」「可能な限り建設発生土の工事間利用を促進する」とされた。

工事にあたっては、必要に応じ仮置場所や引渡場所（残土処理場）を指定する等、適切な処分のための条件明示を行う。

(1) 建設発生土の適正処理を実施する上での留意事項

- ア 設計の段階から切土、盛土のバランスをとる等、建設発生土の現場内利用を進める。
- イ 工事間利用が円滑に行われるよう工程調整を検討する。
- ウ 市町村等関係機関と連携して工事予定地、ストックヤード等を把握、利用する。

(2) 現場条件明示

指定処分が可能な工事においては、適切な現場条件明示を行うとともに、必要に応じて設計変更を行う。

標準の「現場説明事項・施工条件明示事項」（例）では、建設発生土について残土の引渡し場所又は仮置き場所までの距離、時間等の処分及び保管条件を明示することとしている。

引渡場所・仮置場所	処分方法	運搬距離	特記事項
〇〇市△△地先	指定	〇 k m	別添地図参照

※処分地を変更する場合は、発注者と協議を行うこと。

(3) 長野県土木工事共通仕様書（建設部）記載事項

長野県土木工事共通仕様書では、共通編第3章土工（河川土工・砂防土工、道路土工）において、建設発生土に関して次のとおり規定している。

4. 適用規定

受注者は、建設発生土については、本編 1-1-1-2324 建設副産物の規定により適切に処理しなければならない。

5. 発生土受入れ地等

受注者は、建設発生土受入れ地及び建設廃棄物処理地の位置、及び建設発生土の内容等については、**設計図書**及び監督員等の**指示**に従わなければならない。

なお、受注者は、施工上やむを得ず指定された場所以外に建設発生土または、建設廃棄物を処分する場合には、事前に**設計図書**に関して監督員等と**協議**しなければならない。

6. 施工計画書

受注者は、建設発生土処理にあたり本編1-1-1-6施工計画書第1項の施工計画書の記載内容に加えて**設計図書**に基づき以下の事項を施工計画書に記載しなければならない。

- (1) 処理方法（場所・形状等）
- (2) 排水計画
- (3) 場内維持等

7. 建設発生土受入れ地の実測

受注者は、建設発生土の受入れ地への搬入に先立ち、指定された建設発生土の受入れ地について地形を実測し、資料を監督員等に**提出**しなければならない。ただし、受注者は、実測困難な場合等には、

これに代わる資料により、監督員等の**承諾**を得なければならない。

8. 建設発生土受入れ地の条件

建設発生土受入れ地については、受注者は、建設発生土受入れ地ごとの特定条件に応じて施工しなければならない。

(4) 工事関係書類での取扱い

イ 受注者は、前項の仕様書 **6. 施工計画書**の記載にあたり、別紙1により建設発生土処理の受入れ地について協議すること。

受入れ地の一部となる搬入や、ストックヤード（民間等）、有償の受入れ地等についても協議すること。

ロ 受注者は、前項の仕様書 **7. 建設発生土受入れ地の実測**の規定に基づく地形を実測した資料として当該受け入れ地での実測に基づく搬入前後の平面図、横断図（又は縦断図）を整備し、提出するとともに、地形から計算できる搬入後の土量を計算した資料を提出する。また、本資料について確認のできる写真を添付する。

6に係る協議内容【受入れ地がストックヤードでない場合】

1. 処理方法	(1)場所	関係法令手続申請	関係法令の必要な手続きがされているか確認する。(別紙2を参照)
	(2)形状	1) 盛土高	原則、15m以下とする。(安定計算等により安全上支障がないと認められる場合においては、この限りではない。)
		2) 法面勾配、小段、盛土内排水 等	長野県土木事業設計基準(1)第2編第3章第2節3を参照。
		3) 安定検討を必要とする盛土	長野県土木事業設計基準(1)第2編第3章第2節3 表2-3-3「安定検討を必要とする盛土」参照。 ①【盛土自体の条件】 ・盛土材料の含水比が高く、特にせん断強度の低い場合(高含水比の火山灰土) 等 ②【外的条件】 ・盛土の基礎が軟弱地盤や地すべり地のように不安定な場合 ・地形条件によって、水の盛土内への浸透が多い場合(傾斜地盤上の盛土、谷間の盛土(溪流・谷埋型等)、腹付け盛土等) 等
		4) 擁壁が必要な場合	長野県土木事業設計基準(1)第2編第3章第5節を参照。
(3) 施工方法	盛土の滑動防止等	長野県土木工事共通仕様書(建設部)第1編第3章第3節(河川土工・砂防土工)及び第4節(道路土工)参照。	
2. 排水計画	(1) 法面処理		・法面の下部については、湧水等を確認するとともに、その影響を十分に検討し、必要に応じて、擁壁工等の構造物を検討する。 ・法面は、芝等によって処理し、裸地で残さない。この場合の勾配は、1.5割より緩い勾配で仕上げる。 ・法面の末端が流れに接触する場合には、法面は、盛土の高さにかかわらず、その溪流の計画高水位に余裕高を加えた高さまでは永久工作物で処理する。 ・上記は最終計画の場合であり、暫定計画に対しては参考とする。
	(2) 表面排水		長野県土木事業設計基準(1)第2編第3章第6節2を参照。
	(3) 地下排水工		
3. 場内維持等	(1) 安全管理		・盛土の流出防止対策等。 ・その他は、土木工事現場必携 共5 施工計画書「公衆災害の防止」「労働災害の防止」「環境対策」等を参照。
	(2) 環境対策		

6に係る協議内容【受入れ地がストックヤードの場合】

1. 処理方法	(1)場所	関係法令手続申請	関係法令の必要な手続きがされているか確認する。(別紙2を参照)										
	(2)形状	1) 盛土高	原則、高さ5m以下とする。(安定計算等により安全上支障がないと認められる場合においては、この限りではない。)										
		2) 法面勾配	法面勾配1:1.8以上とする。										
		3) 軟弱地盤等	盛土等区域の地盤に、滑りやすい土質の層がある場合又は軟弱な地盤がある場合は、当該地盤に滑り、沈下又は隆起が生じないように配慮する。										
	(3) 施工方法	1) 盛土の滑動防止等(土地勾配)	盛土等区域の勾配は、1:10以上とする。 ただし、土砂等の崩落等による災害の発生のおそれがないものと発注者が認める場合は、この限りではない。										
2) 保安地帯		埋立て等区域と隣接地との間に、次の表の盛土等区域の面積の区分に応じ、それぞれの幅の保安地帯を設置する。 ただし、土砂等の崩落等による災害の発生のおそれがないものと発注者が認める場合は、この限りではない。											
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>盛土等区域の面積</th> <th>保安地帯の幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5ha未満</td> <td>5m以上</td> </tr> <tr> <td>5ha以上10ha未満</td> <td>10m以上</td> </tr> <tr> <td>10ha以上20ha未満</td> <td>20m以上</td> </tr> <tr> <td>20ha以上</td> <td>30m以上</td> </tr> </tbody> </table>	盛土等区域の面積	保安地帯の幅	5ha未満	5m以上	5ha以上10ha未満	10m以上	10ha以上20ha未満	20m以上	20ha以上	30m以上	
盛土等区域の面積	保安地帯の幅												
5ha未満	5m以上												
5ha以上10ha未満	10m以上												
10ha以上20ha未満	20m以上												
20ha以上	30m以上												
2. 排水計画	表面排水		雨水その他の地表水を排除することができるよう排水施設を検討する。なお、排水施設は、その管渠の勾配及び断面積が、その排除すべき雨水その他の地表水を支障なく流下させることができるものとする。										
3. 場内維持等	(1)安全管理		・盛土の流出防止対策について確認する。										
	(2)環境対策		・その他は、土木工事現場必携 共5 施工計画書「公衆災害の防止」「労働災害の防止」「環境対策」等を参照。										

関係法令 (参考)

法令等名称	区域名等
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域
砂防法	砂防指定地
自然環境保全法	原生自然環境保全地域 自然環境保全地域内のうち、 特別地区、普通地区
自然公園法	自然公園のうち、特別保護地区
	自然公園のうち、特別地域
	自然公園のうち、普通地域
森林法	保安林
	地域森林計画対象民有林
宅地造成等規制法	宅地造成工事規制区域
地すべり等防止法	地すべり防止区域
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区のうち、特別保護地区
農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域のうち、農用地区域
農地法	農地
河川法	河川区域
	河川保全区域
文化財保護法	埋蔵文化財包蔵地
土壤汚染対策法	掘削を伴う土地の形質変更の 面積が一定規模以上 (900m ² または 3,000m ² 以上)
都市計画法	市街化区域、市街化調整区域、非線引都 市計画区域、都市計画区域外 (「建築物の建築」、「特定工作物」の建 設以外の開発行為は対象外)

(5) 発生土利用基準

発生土を建設資材として利用する場合には、適用する基準として「発生土利用基準」が国土交通省に定められており、これを準用している。

○ 発生土利用基準について

国官技第 112 号ほか
平成 18 年 8 月 10 日
国土交通省各部、各課及び各地方整備局等宛て
大臣官房技術調査課長
大臣官房公共事業調査室長
大臣官房官庁営繕部計画課長

標記について、別紙の通りとりまとめたので、本基準に基づき発生土の適正な再生利用を図られたい。

また、「発生土利用基準について」（平成 16 年 3 月 31 日付国官技第 341 号）は廃止する。

発生土利用基準本文は下記 URL から参照できる。

⇒ http://www.mlit.go.jp/tec/kankyou/hasseido/060810ki_jyun.pdf

なお、次ページ以降参考掲載する。

発生土利用基準について

1. 目的

本基準は、建設工事に伴い副次的に発生する土砂や汚泥（以下「発生土」という。）の土質特性に応じた区分基準及び各々の区分に応じた適用用途標準等を示すことにより、発生土の適正な利用の促進を図ることを目的とする。なお、本基準については、今後の関係法令及び基準類等の改・制定や技術的な状況の変化等を踏まえ、必要に応じ、見直しを行うものとする。

2. 適用

本基準は、発生土を建設資材として利用する場合に適用する。ただし、利用の用途が限定されており、各々の利用の用途に応じた基準等が別途規定されている場合には、別途規定されている基準等によるものとする。なお、建設汚泥の再生利用については「建設汚泥処理土利用技術基準」（国官技第 50 号、国官総第 137 号、国営計第 41 号、平成 18 年 6 月 12 日）を適用するものとする。

3. 留意事項

本基準を適用し、発生土を利用するにあたっては、関係法規を遵守しなければならない。

4. 土質区分基準

(1) 土質区分基準

発生土の土質区分は、原則として、コーン指数と土質材料の工学的分類体系を指標とし、表-1 に示す土質区分基準によるものとする。なお、土質改良を行った場合には、改良後の性状で判定するものとする。

(2) 土質区分判定のための調査試験方法

土質区分判定のための指標を得る際には、表-2 に示す土質区分判定のための調査試験方法を標準とする。

5. 適用用途標準

発生土を利用する際の用途は、土質区分に基づき、表-3 に示す適用用途標準を目安とし、個々の事例に即して対応されたい。

6. 関連通達の廃止

本通達の発出に伴い、「発生土利用基準について」（国官技第 3 4 1 号、国官総第 6 6 9 号、平成 16 年 3 月 31 日）は廃止する。